

## 第10回新型インフルエンザ等対策本部会議

令和3年2月4日

### 【決定確認事項】

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、2月7日までとなっていた新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が3月7日まで期間が延長されたことから、町が現在実施している2月7日までの公有施設の一部休館、利用制限等の実施を3月7日まで延長する。
- ・4月以降16歳以上の全住民を対象とした新型コロナウイルスワクチンの接種が開始されることから、密を避け多くの方の接種が可能となる会場が必要となるため、コミュニティセンター進修館と宮代町総合運動公園を集団接種会場の候補とすることを確認した。